

[事案 2023-371] 債務不存在確認請求

・令和 6 年 11 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

入院一時金の返還義務がないことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

睡眠時無呼吸症候群により令和 3 年 11 月に A 病院に入院したため、同年 7 月および 10 月に契約した組立型保険 2 件にもとづき入院一時金を請求したところ支払われた（請求①）。その後、睡眠時無呼吸症候群により令和 4 年 8 月に B 病院に入院したため、入院一時金を請求したところ支払われた（請求②）。さらに、その約半年後に再度、睡眠時無呼吸症候群により C 病院に入院したため、入院一時金を請求したところ支払われず、責任開始期前発症を理由に、請求①②で支払われた入院一時金の返還を求められた。しかし、当時は多忙で睡眠障害の認識はなかったこと等から、入院一時金の返還義務がないことを確認してほしい。

<保険会社の主張>

申立人は、契約前に睡眠時無呼吸症候群を発症していたと判断され、既に支払った入院一時金は支払対象外であったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、睡眠時無呼吸症候群の発見の経過、病院での治療等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。